相模原市公契約条例

(目的)

第1条 この条例は、公契約に係る基本方針を定めるとともに、市及び公契約の相手方となる者の責務を明らかにすることにより、安全かつ良質な事務及び事業の確保を図り、もって市民が安心して心豊かに暮らせる市民生活の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「公契約」とは、市が契約の当事者となる工事又は製造 その他についての請負の契約及び労働者派遣契約(労働者派遣事業の適正な運営 の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)第26条 第1項に規定する労働者派遣契約をいう。以下同じ。)をいう。

(基本方針)

- 第3条 市は、公契約に係る施策の実施に当たっては、次に掲げる事項を基本方針とする。
- (1)入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性並びに競争の公平性を確保すること。
- (2)談合その他の不正行為の排除を徹底すること。
- (3)契約した事務及び事業の適正な履行を確保すること。
- (4)事務及び事業の性質又は目的により、価格に加え、履行能力、環境への配慮、 地域社会への貢献等の要素も総合的に評価して契約の相手方となる者を決定す る方式の活用を推進すること。
- (5)予算の適正な使用に留意しつつ、地域経済の活性化に配慮し、市内の中小企業者の受注の機会の増大を図ること。
- (6)契約した事務及び事業の実施に従事する者の労働環境の整備を図ること。 (市の責務)
- 第4条 市は、基本方針にのっとり、安全かつ良質な事務及び事業を確保するため の施策を実施しなければならない。

(公契約の相手方となる者の責務)

- 第5条 公契約の相手方となる者は、公契約に係る事務又は事業を請け負うことの 社会的な責任を自覚し、法令等を遵守することはもとより、誠実に当該事務又は 事業を実施するよう努めなければならない。
- 2 公契約の相手方となる者は、公契約に係る市の施策に協力するよう努めなければならない。
- 3 公契約の相手方となる者は、公契約に係る事務又は事業の実施に従事する者の 適正な労働環境の確保に努めなければならない。

(労働報酬下限額)

- 第6条 市長は、毎年、次の各号に掲げる契約の種類ごとに当該各号に定める者 (以下「対象労働者」という。)に対して支払われるべき1時間当たりの労働報酬 (賃金又は請負代金のうち規則で定めるものをいう。以下同じ。)の下限の額(以 下「労働報酬下限額」という。)を定めるものとする。
- (1)市が発注する予定価格100,000,000円以上の工事の請負契約(以下「対象工事請負契約」という。) 次に掲げる者であって市が工事費の積算に用いる公共工事設計労務単価に掲げる職種に係る作業に従事するもの
 - ア 労働基準法(昭和22年法律第49号)第9条に規定する労働者(同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。以下同じ。)であって対象工事請負契約に係る作業に従事するもの
 - イ 自らが提供する労務の対償を得るために請負契約により対象工事請負契約 に係る作業に従事する者
- (2)市が発注する予定価格5,000,00円以上の業務の委託に関する契約 及び労働者派遣契約のうち規則で定める契約(以下「対象業務委託契約等」と いう。) 労働者であって対象業務委託契約等に係る作業に従事するもの
- 第7条 労働報酬下限額は、次の各号に掲げる契約の種類ごとに当該各号に定める額その他の事情を勘案して定めるものとする。
- (1)対象工事請負契約 市が工事費の積算に用いる公共工事設計労務単価におい て職種ごとの単価として定められた金額
- (2)対象業務委託契約等 神奈川県について決定された最低賃金法(昭和 34 年 法律第 137 号)第 9 条第 1 項に規定する地域別最低賃金において定める最低賃 金額(同法第 3 条に規定する最低賃金額をいう。)
- 2 市長は、労働報酬下限額を定めようとする場合は、相模原市労働報酬等審議会

- の意見を聴かなければならない。
- 3 市長は、労働報酬下限額を定めた場合は、これを告示するものとする。 (対象工事請負契約等の内容)
- 第8条 市は、対象工事請負契約又は対象業務委託契約等においては、次に掲げる 事項を定めるものとする。
- (1)対象工事請負契約又は対象業務委託契約等の相手方(以下「受注者」という。)は、対象労働者の氏名、職種、労働時間その他規則で定める事項を記載した台帳(以下「台帳」という。)を作成すること。
- (2)受注者は、台帳の写しを市長が指定する期日までに市長に提出すること。
- (3)受注者は、次に掲げる事項について、対象工事請負契約若しくは対象業務委託契約等に係る作業が行われる作業場の見やすい適切な場所に掲示し、又は書面で交付することにより、対象労働者に周知すること。
 - ア 対象労働者の範囲
 - イ 労働報酬下限額
 - ウ 次条の規定による申出をする場合の申出先
 - エ 次条の規定による申出をしたことを理由に、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしてはならないこととされていること。
- (4)受注者は、対象労働者から次条の規定による申出があった場合は、誠実に対応するとともに、当該対象労働者が当該申出をしたことを理由に、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしてはならないこと。
- (5)受注者は、対象労働者に労働報酬が支払われるべき日において、支払われるべき当該労働報酬が支払われていない場合にあっては労働報酬下限額に当該労働に従事した時間数として規則で定める方法により算定する時間数を乗じて得た額(以下「基準額」という。)を、支払われた当該労働報酬の額が基準額を下回る場合にあってはその差額を、当該日から起算して規則で定める期間を経過する日までに、当該対象労働者が受け取ることができるようにすること。ただし、当該基準額又は当該差額のうち当該対象労働者に支払われないことに正当な理由があると認められる部分については、この限りでないこと。
- (6) 継続性を有する対象業務委託契約等(労働者派遣契約を除く。)の相手方は、 当該対象業務委託契約等の締結前から当該対象業務委託契約等に係る作業と同 一の作業に従事していた労働者のうち希望する者を雇用するよう配慮すること。

- (7)受注者は、第10条第1項の規定による報告若しくは資料の提出の求め又は 立入調査に応じなければならないこと。
- (8)受注者は、第10条第1項又は第2項の規定による報告若しくは資料の提出 又は立入調査の結果、受注者が第1号から第5号までに掲げる事項に違反して いると市長が認め、当該違反を是正するための措置を講ずるよう求められた場 合は、速やかに当該措置を講ずるとともに、その内容を市長が指定する期日ま でに市長に報告すること。
- (9)市長は、対象工事請負契約又は対象業務委託契約等において定められた事項 に重大な違反が判明した場合は、当該違反をした受注者の氏名又は名称、当該 違反の事実その他規則で定める事項を公表することができること。
- (10)市長は、次のいずれかに該当する場合は、対象工事請負契約又は対象業務 委託契約等の解除をすることができること。
 - ア 受注者が、第10条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、 虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、 妨げ、若しくは忌避した場合
 - イ 受注者が、第8号に規定する是正の措置を講じず、若しくは報告をせず、 又は虚偽の報告をした場合
- (11)市は、前号の解除によって受注者に生じた損害の責めを負わないこと。 (対象労働者の申出)
- 第9条 対象労働者は、労働報酬が支払われるべき日において、支払われるべき当該労働報酬が支払われていない場合又は支払われた当該労働報酬の額が基準額を下回る場合は、市長又は受注者にその事実を申し出ることができる。

(立入調査等)

- 第10条 市長は、対象労働者から前条の規定による申出を受けその申出の事実等を確認するため必要があると認める場合又は第8条第1号から第5号まで及び第8号に掲げる事項の履行状況を確認するため必要があると認める場合は、受注者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に受注者の事業所若しくは作業場に立ち入り、必要な調査をさせることができる。
- 2 市長は、前項の規定による報告若しくは資料の提出又は立入調査の結果、必要があると認める場合は、対象労働者を使用する者その他の関係者(受注者を除く。 以下「使用者等」という。)に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又

はその職員に使用者等の事業所若しくは作業場に立ち入り、必要な調査をさせる ことについて、協力を求めることができる。

- 3 前2項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、 関係者から請求があった場合は、これを提示しなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(指定管理者)

- 第11条 市は、指定管理者(地方自治法(昭和22年法律67号)第244条の2 第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)と締結する公の施設の管理に 関する協定においては、次に掲げる者について、この条例の趣旨にのっとった労 働環境が確保されるよう必要な事項を定めるものとする。
- (1) 当該公の施設の管理に係る作業に従事する者で指定管理者に雇用されるもの
- (2)指定管理者が締結しようとする契約の予定価格が5,000,000円以上 の当該公の施設の管理に係る業務の委託に関する契約及び労働者派遣契約のう ち規則で定める契約に係る作業に従事する者

(出資法人等)

第12条 市が出資その他の財政上の援助を行う法人であって、規則で定めるもの (以下「出資法人等」という。)は、この条例の趣旨を理解し、出資法人等が当事 者となる契約について、市が当事者となる契約に準じた取扱いをするよう努める ものとする。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は規 則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第6条、第7条及び 附則第5項の規定は、同年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 第8条から第10条までの規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に公告し、又は通知する対象工事請負契約及び対象業務委託契約について適用する。

3 第11条の規定は、施行日以後に指定管理者の指定の申請に係る告知を行う公の施設の管理について適用する。

(検討)

4 市長は、施行日から3年以内に、この条例の施行の状況等について検討を加え、 その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(附属機関の設置に関する条例の一部改正)

5 附属機関の設置に関する条例(昭和37年相模原市条例第17号)の一部を次のように改正する。

別表市長の部に次のように加える。

相模原市労働	相模原市公契約条例(平成23	6 人以内	2年(補欠の委
報酬等審議会	年相模原市条例第29号)第		員の任期にあつ
	7条第2項の意見を答申す		ては、前任者の
	るとともに、公契約に係る		残任期間)
	施策に関する重要事項につ		
	いて、市長の諮問に応じて		
	調査審議し、その結果を答		
	申し、又は意見を建議する		
	こと。		

附 則(平成26年12月24日条例第69号)

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、 同年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第8条から第10条までの規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に公告し、又は通知する改正後の第6条第1号に規定する対象工事請負契約及び同条第2号に規定する対象業務委託契約等について適用し、施行日前に公告し、又は通知した改正前の第6条第1号に規定する対象工事請負契約及び同条第2号に規定する対象業務委託契約については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第11条の規定は、施行日以後に指定管理者(同条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)の指定の申請に係る告知を行う公の施設の管理につい

て適用し、施行日前に指定管理者の指定の申請に係る告知を行った公の施設の管理については、なお従前の例による。

(準備行為)

4 市長は、改正後の第6条第1号に規定する対象工事請負契約及び同条第2号に 規定する対象業務委託契約等に係る労働報酬下限額(同条に規定する労働報酬下 限額をいう。)について、施行日前においても、同条及び改正後の第7条第1項 の規定によりこれを定め、同条第3項の規定により告示することができる。